

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
事業者からの収集（消費生活用製品安全法）	<ul style="list-style-type: none"> ・どうやって事故を捕捉するかが大事。製品・食品・医薬品などについて、事故を捕捉する仕組みが必要。 ・労災の把握率はかなり高いので、それを参考にできないか。 ・消費者事故の情報収集制度が事故を100%カバーできているか。 ・重大事故に関しては製安法できちんと法律で報告しなければならないことになっているが、食品その他もきちんと義務化して、たくさんの情報を集めた上で分析して伝えるという方法が必要ではないか。事業者の情報をいかに集めるかとも考えていかなければいけない。 ・事故情報収集の仕方について、事業者からも取り、その補充として消費者からも取るという捉え方をできないか。 ・消費者から事業者に上がってくる事故に関する情報が事業者で止まってしまうように、情報が流れるようなシステム、仕組みが必要。 ・消費者は事業者に苦情を言いやすいので、行政までには言っていないが、その中に重要な情報がたくさん入っている。 ・消費者から事業者への情報で、使い方やサービスに対する相談、クレームなどの大半は、事業者と消費者の間で処理されており、事故になるようなものは極めて少ない。こうした情報を全部報告の対象にすると、システムは成り立たない。事故に絞って報告するとなると、大きな事故については既に報告が義務づけられている部分があり、そのあたりをきちんと検討する必要がある。 ・企業に来る情報の大半は、相談案件で、ごく一部事故が含まれているが、その境目が1回目聞いたときにはわかりにくい。 ・お客様相談室の苦情対応を指導しているが、寄せられる苦情の大体3～5%が法的に訴える根拠のあるクレーム。それも事故とは限らない。

(消費者安全法→消安法、消費生活用製品安全法→製安法で表示)

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
<p>消費者からの収集（消費者安全法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体消費者センター経由 ・国セン・NITE経由 ・消費者団体経由 ・病院・消防・警察経由 <p>・財団法人日本中毒情報センター経由</p> <p>・メディアからの情報収集</p> <p>・消費者自身の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センターに寄せられる相談情報は相談者のプライバシーの問題などセンシティブな問題が多々ある。公表が難しく、制度的な検討が必要。 ・消費者センターの情報を含めて、情報提供してほしい。 ・学校の事故情報は、事故情報データベースには入らないのか。 ・子どもに関する情報提供をいかにするか、いかに集めて保護者に知らせていくかも非常に重要。特に子どもの事故に関して力を入れて情報を集めていただきたい。 ・情報解析にR-Mapを使うにしても、事故発生件数というのが影響してくる。その意味で、確実に日本の社会で発生している事故の状況を反映するということが大事で、一番問題なのは消費者からの事故情報が上がっていないこと。そこを埋めるため、事故が発生して治療のために病院に行ったとか、救急車が出動したという情報を病院や消防署などから確実に集めないと、本当の意味での発生状況というのは把握できない。 ・事故情報データベースの参画機関に消防庁が集めた情報などは含まれる予定はないのか。 ・日本中毒情報センターは毒物監視という役割を果たしているので、情報収集先に入れるべき。 ・中毒情報センターを（消費者庁における）中期的な改善に関わる検討という中で、関連する情報を把握し得る機関に位置づけてほしい。 ・メディアからの情報は、消費者を混乱させるとか、企業を風評被害に陥れるというリスクはあるが、収集制度の中で、うまく活用して議論する方がいい。 ・消費者が消費者庁に（直接）情報の提供をおこなうこともコンピューター処理を使えば、収集体制として考えてもよいのでは。 ・たとえば、車の違和感がある場合に、その情報を収集して、これを公表することは重要。

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
<p>(1) 現行法における情報収集の問題点</p>	<p>①通知すべき事故情報の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消安法の第2条の第5項の1号に「政令に定める被害」と定義があるが、重要な情報が抜け落ちないように、「死亡及び治療を要する被害」としていろいろな事故が報告される仕組みにするべき。 ・消費者安全法の第2条の第6項の1号(重大事故等)の定義に該当するか、治療に要する期間をすぐに判断することは難しく、治療に要する期間を30日以上でなく、10日以上にするべき。 ・生命、身体被害を発生させるおそれのある事案といっても、被害が非常に大きい乳幼児に関しての情報、高齢者に対する情報など、それぞれによって違いもあるので、もっときめの細かい施行令、要綱にしてほしい。 ・消費者事故等の範囲があいまい。通知基準を明確にしてほしい。消費者による使用等に伴い生じた事故をもう少し広く解釈してほしい。 ・通知側が重大事故情報と非重大事故情報を分けること自体が消費者目線になっているのか。 ・1日の入院でも重大といえるし、火事で家が燃えたら重大な財産被害である。労働災害の定義とか経産省の定義と離れて、消費者庁では重大事故の定義を考えてもらう必要があるのでは。 ・相談現場に聞き取って通知事項を満たしていない事案であっても、重大事故につながると感じられるものは、参考情報ではなく、重大事故として集約してほしい。 ・重大事故を定義のところから考えていく必要がある。小さな被害であっても10件、20件続いたら重大事故と考えるべきではないか。そういう発想が必要。 ・小さな事故でも頻度が多ければ、重大事故の考慮に入れるべき。 <p>②ヒヤリハット情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報には、事故情報とヒヤリハットに近い情報の2つがある。後者は取扱いを別にし、ちゃんと議論するべき。 ・事故は起きていないのだけれど、起こりそうなものはないのかという問題もある。 ・不具合の早期発見は重要である。消費者庁の情報収集制度は、事故情報の収集であって、不具合の収集ではない。早期発見に至るような不具合の情報は入ってこない。

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
<p>(1) 現行法における情報収集の問題点 (続き)</p>	<p>③ 誤使用関係の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤使用を含め、さまざまな情報が全部集まる仕組みを早くつくって、対応が早くできるようにするべき。 ・消安法の通知案件の定義をもう少し広げる必要があるのではないか。誤使用であっても、製品そのものが安全性を欠いていなくても、事故が続発するようなケースでは報告すべき案件として定めるべき。 ・誤使用にすると何も問われず、「その後も注視していきます」という文書で逃げた感じになってしまうが、製品の問題と誤使用のラインがわからない。誤使用が起こらないように、徹底的に直さざるべきで、誤使用というカテゴリーで逃げるのはおかしい。 ・構造上、誤使用を誘発するようなケースがたくさんある。指示が小さな字でしか書かれていないなど消費者目線ではないのでは。誤使用を含めて通知するべき。 ・化学物質による事故は誤飲か意図的か誤使用しかなく、防ぎうるのはほとんど誤使用の範疇となってしまうが、消費者の目線から、是非検討してほしい。 <p>④ 通知すべきか判断に迷う情報への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消安法の第12条の直ちに通知しなければならない重大事故等の情報について、数時間以内に提供しなければならないため、相談員にとってはかなりのプレッシャー。重大事故なのか、消費者事故なのかの判断を現場にまかされるのは、非常につらい。マニュアル化してほしい。 ・判断に難しいものについて、解決方法の分かるようなものをみんながみれるようなかたちになると役に立つ ・12条の使い勝手が悪い。重大事故等を含む消費者事故等を通知元の方で確認して、消費者庁の方に通知することになっているが簡単な話ではない。

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
<p>(2)情報分析からみた情報収集のあり方の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通知元の判断を大事にするというが、地方自治体には情報の分析力、蓄積がないので、消費者庁ともっと合議して、消費者庁に分析官、相談窓口を設けて一緒に考えてもらって、通知するようにしないと地方にとっては大きな負担になる。 ・通知のステップにおいて3段階のスクリーニング(消費者事故等に該当するか、重大事故等に該当するか、被害の発生・拡大のおそれがあるか)があると判断に時間がかかり、判断に困る。 ・(通知基準にこだわらず、)何でもかんでもデータを入れて、コンピューター処理をした方がいい。 ・地方の通知元には、事故に関する情報を入力してもらい、コンピューターの言語処理によって、該当、非該当を消費者庁の方で判断することでいいのでは。 ・法令上の問題がなくても続発するような事態については、通知案件として扱うと同時に、所管官庁が別にあっても、消費者庁が独自に検討して、積極的に改善措置を促していくパターンを確立するべき。 ・情報の収集は広めに行って、現場で分かるようなマニュアル化を行う。その上で、事故か誤使用かの分析は、消費者庁が自治体と連携して行う。 ・コンピューターを入れて、シナリオ分類すれば被害がどうかという前に分類できる。 ・各地の事故情報が見えるような情報のネットワークづくりをしてほしい。 ・公表までには至らない段階で、何かおかしいのではないかというものについて、関係者の間で情報を共有するネットワークがあると良いと思う。全国版が難しいのであれば地域的なものでも関係機関等のネットワークがあるといい。 ・警察、消防からの事故情報は、国の本庁経由で消費者庁に通知される。地元の消費者担当課にも情報が共有されて総合的な分析ができる体制を構築すべき。 ・情報の集約についても、緊急情報として消費者に行くべきものと、対策のための生の詳しい情報、法律家が法的な責任をはっきりさせるための情報の詳しさなどそれぞれ違うと思う。 ・未然防止とか、何か情報が上がってきたものから見落としなく、今後また事故が多発していくことを防ぐことが優先課題だと思う。人、予算、時間の制約がある中で、当面優先すべきものと理想的な情報収集と分けて議論すべき。 ・生の情報として多いのはいいが、その目的に応じて、どの部分をピックアップするかが違うと思う。集めた情報の利活用の場面をイメージして、考える必要がある。 ・餃子事件のように同じような事故が何件も起こっていることが早く分るシステムがまず必要。そのための情報収集を考えるべき。 ・事故情報データバンクは今9つの機関からしか情報提供をうけていない。これでは、不十分で、関係省庁からもっと広く情報を集めることが大事。

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
(3)参考情報(注1)を収集することについて	<ul style="list-style-type: none"> ・参考情報を集めていくということをいかに自治体がやりやすくするかということに注力すべき。 ・現在、重大事故以外の消費者事故について、追跡確認できていない中で、さらに、参考情報を集めるのであれば、消費者庁の体制拡充を真剣に考える必要がある。 ・参考情報については、消費者から関連する情報が集まってくることが大事。その点も念頭において、その活用のためにどういう範囲で、どこまでのものを公表していくかということを詰めるべき。 ・参考情報としてたくさんの情報を集めることは、再発防止を図る、被害の拡大を防ぐということに、役に立つ。 ・一たん誤使用と判断されたものでも、同じような例が5件、10件集まっていれば、誤使用でなかったかもしれないということで再度調査することも考えて、参考情報を集めようとしているのか。

(注1)消費者事故等に該当する可能性のある情報については、現時点では、事故と製品の因果関係がはっきりしていない、消費安全性を欠いているかどうかははっきりしていない、通知事項を充たしていない等の情報であっても、参考情報として提供いただくことを、消費者庁において検討する旨、第3回消費者安全専門調査会で消費者庁より紹介。

その他

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
<ul style="list-style-type: none"> ・製品のリスクをどこまで許容するか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者が製品のリスクをどこまで受け入れるのか、ステークホルダー全部が集まって議論するべき。 ・100円ライターの問題は、他の商品にもあてはまる面がないのか考えた上で、どういう消費者の常識の形成の仕方がいいのかを考えるべき。 ・紙で手を切っても、紙に危険表示はしない。その辺は社会の常識。恐らく時代とともに変わっていく。

	消費者安全専門調査会で出された意見等
分析体制に関するもの(消費者庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・事故情報の調査・分析に関して、消費者庁が主役となって産業振興官庁の対応の不十分さを是正できるような体制づくりを早くやってほしい。 ・事故の分野ごとに消費者庁が専門家のアドバイザリーグループをつくるなど自ら調査・分析する体制を整えるべき。 ・国民生活センターが事故情報以外のデータに基づいて、消費者にとって余り好ましくないと思われるものについて、自分たちで発議して、分析を始めるようなことを行っているが、これは本来消費者庁がやるべき仕事では。 ・重大事故について、他の省庁で調査しているものについても消費者目線で消費者庁がチェックするべき。 ・消費者庁が持つべき目線と他の省庁が持っている目線は違う。他の省庁が事故分析をしているからそれでOKとはならない。 ・分析官を置いてほしい。データは分析しないと役に立たない。 ・消費者庁がヨーロッパのように、規格の作成を命令する権限を持って、機能をきちんと果たせるようにするためには、多くの分析官が必要。原因究明は極めなくてもいい。壊れた原因などをメーカーのデータなど見せてもらって、それを防がなければいけないという命令だけを出すような、そういう分析をする人が必要。 ・専門分野が細分化している中で、ある程度ゼネラルに分析のできる人材がいるか。 ・消費者庁の体制について、今後の課題が見えてきたところで、現状できること、対応しづらい部分は何か、またスタッフの人材育成的な部分も含めて、時間軸の中で今後どのように体制を強化していくのか、絵を示すべき。またその絵の中で、タスクフォースがどのように関係していくのかも示すべき。 ・消費者庁が集めた情報がどのように分析されているか消費者に伝わるような工夫をしてほしい。 ・解析・分析の仕組みが見える工夫が必要。 ・事故の分析を国で全部やるのは無理がある。お金を出して民間で調査した方がいい。 ・事故情報を迅速に調査できるのは、製品を設計・製造した企業である。企業にリスクアセスメントのデータを出してもらわない限り、事故を防ぐことは難しい。企業をどのように組み込むかも大事。 ・調査、分析しなければならない案件について、メーカーに細かい質問状を出して、答えを公表していくことによって、メーカーから真剣な対応を引き出すことを考えてみてはどうか。 ・メーカーから所管の役所等に集まってくる詳細な情報を消費者庁などに出してもらわないと、誤使用なのか製品起因なのか判断できない。

	消費者安全専門調査会で出された意見等
分析体制に関するもの(地方自治体)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体には情報の分析力、蓄積がないので、消費者庁ともっと合議して、消費者庁に分析官、相談窓口を設けて一緒に考えて、通知しないと地方にとっては大きな負担になる。 ・地方においてこそ技師がいて、商品テスト室の充実をはかることが重要。 ・消費者からの商品テストの希望を第1義的にテストするような機能を充実させてほしい。 ・国民生活センター、NITE、地方の商品テスト機関、事故情報分析タスクフォースのテスト結果の情報をデータベース化してもらい、有効に活用されるようにしてほしい。
分析内容、対象に関するもの(誤使用を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・もっと国はお金をかけて、人間だけでなく、コンピューター処理をするような大規模なシステムをつくって、膨大なデータから、本当に必要なデータを取ることをしたらどうか。 ・分析のテーマの選び方について、何を取り出して、何を分析するかが問われる。大きなところが抜けないように、一回議論した上でやるべき。 ・1件あるいは2件しか起こっていないものでも大きな問題を含んでいるものは早く見つけて、早く対策を取るべき。 ・窒息、溺死のように事故が多いものについて、調査や対策が取られていない。階段のような家庭内の事故に集中して調査して、不慮の事故を減らすようにしたら、大きな効果があるのでは。 ・国民の安全を考えるような国民安全庁という発想で考えれば、浴室とか階段とかの家庭内の事故に目を向け、投資するところが違ってくるのでは。 ・配線器具とコンセントとの関係は最初に取り組んでもらえると、小さい子のいる家庭では特にいい。 ・誤使用にすると何も問われず、「その後も注視していきます」という文書で逃げた感じになってしまうが、製品の問題と誤使用のラインがわからない。誤使用をなくして、徹底的に直させるべきで、誤使用というカテゴリーで逃げるのはおかしい。 ・ISO、機械安全の国際規格で、予見可能な誤使用は、対策を取らなければならないとある。安全対策をとらないのに、警告表示で、ここは危険とか、取扱説明書でこう使ってはだめと書いて逃げてはいけないと規格で決めてある。つまり、対応がとれるものはとった上で、とれないものは警告表示を行うということである。他方、化粧品、エレベーター、エスカレーターにJIS規格はない。これは縦割り行政の弊害である。 ・構造上、誤使用を誘発するようなケースはたくさんある。 ・完全に誤使用と言い切れるか。誤使用が多いとやはり製品がおかしいだろうとか安全性とは何かにつながるのか、消費者事故等に該当しなくても将来のために分析することは必要。消費者庁がパンクすると言うかもしれないが、分析体制をどうするのか、そこで自治体と連携できないかという話になっていく。 ・(誤使用かどうかの判断について)理科系の方ばかりでなく、いろんな方がいて、これはおかしい、これはメーカーが直すべきだという判断をするのが、消費者庁の分析になっていくのでは。

消費者安全専門調査会で出された意見等

言語処理による情報検索(連想検索)について

- ・連想検索は思いのままに言葉を入れてOR検索をするもの。連想検索でうまく探せるのはメジャーなシナリオで、近寄ったものがたくさんあったときにどれが一番近いのかを見るときには連想検索は非常に効果的。
- ・事故情報をキーワードではなく、生のままで入れて検索できれば使いやすい。一番有効利用できる方法は、類似の案件、事故がどれだけ起こっているかを瞬時に検索できること。
- ・消費者庁で似たような情報はいっぱいあるが、分析できるような状況になっていないので、その前の段階で消費者庁の分析の担当の人が使うことを考えている。
- ・連想検索は消費者庁が分析するためのツールとして使えるのでは。誤使用となっているかもしれないが、みんなが失敗しているということで、これは何か対策をしなければいけないということを見つめるツールとして使えるのでは。
- ・過去の失敗例を調べ、対策をとったものでなければ、日本では売れない。そういう使い方はできないか。
- ・連想検索で探した類似例の対応策が参考になる。(例:ハイブリッドカーと地下鉄のベアリングの腐食)
- ・消費者庁のデータベースは対策が書いていない。したがって、類似例を探すまでで、その次に業者が何をするかには役立たない。
- ・類似例を抽出したことを何のために生かすかということが一番大事。データベースに解決策や対応策を入れることが最も重要だが、ものすごい労力が必要だと思う。
- ・対策まで組み合わせて、この原因でこうなっているに違いないというところまで分析すると、恐らく企業の営業秘密に係る部分が出てきて、企業が情報を出さないというスタンスになりかねない。アグレッシブな企業がアクセスしてきて自分たちで開発努力せずにいいものを作ろうとして、一番競争力を持つことになり、どこかで情報提供に歯止めがかかるような気がする。
- ・消費者庁としては、起こった現象の分析を工夫して、これに問題ありやなしやとか、前例ありやなしやとかいうところからスタートするのがよい。どこまで深堀していけるかは次のステップで議論する方がよい。
- ・連想検索は、どのキーワードを使っていいのかだけで疲れてしまうので、被害者の人が言ってきたものをただ入れればよいというようなシステム。
- ・同じ製品でも違う言葉で書くような人たちがあった場合、連想検索の方が当たりやすい。キーワード検索でいろいろな言葉を使われるとなかなか当たらない。
- ・まず言葉で検索をするけれど、その後、写真とか図で同じものかどうかを確認すればうまくいくのでは。
- ・言葉がヒットしないとなかなか見つからない場合に、よく間違える類義語辞典があれば、非常にうまくいく。

	消費者安全専門調査会で出された意見等
R-Map分析手法(注1)を用いた製品事故のリスクアセスメントについて	<ul style="list-style-type: none"> ・事故調査の優先度、順番を判断する際に役立つ面がある。 ・被害の定量的な表現に関して、部品の共通化などから欠陥による事故が発生した場合にかなり早い速度で事故が多発する可能性があるため、発生頻度の期間は年ベースでなく、月ベースにした方がいいのではないかと。 ・事故調査の優先度を定める考え方の一つとして、社会的影響の大きさをはかる判断として、定性的な表現の部分で、被害拡大範囲の広さという考え方を盛り込んでどうか。 ・分析の優先度基準についてリスクが低くても多発性あるいは発生の期間が非常に短期間かつ発生の地域が広いとか、そういう要素も考えて分析の優先度を判断する必要がある。 ・人がない、金がないという中でどのような優先順位を付けるかというときに、消費者庁にマトリックスのようなものをつくってどれだけ優先順位が高いのかを考えてもらいたい。一つの軸は被害の重篤さと件数で、もう一つの軸はヒトとカネがどれくらいかかるのかというもの。 ・一つの企業で、重点投資をどこにするかということを検討するときには、マーケットの大きさ・重要度の軸と、自分たちの持っている力の軸でマトリックスをつくり、どの位置にあるからどういう戦略をとろうとか、あるいはこの分野はやめる方がいいとかを考える。 ・消費生活用製品について、10-8を基本とする考え方について、科学工業(10-5)、医療機器(10-6)、自動車(10-7)、家電(10-8)、重要保安部品(10-8)と違うレベルで基準を設けているのはどういう考え方によるのか。 ・10-8は安全目標と関連している。この根拠がはっきりしていないといけない。本質的には消費者との間の合意が必要。 ・実際は致命的だと思われる確率が低くてもリコールに走る。リコールすべきかどうかというのは、事業者がこのリスクとは関係なく、社会的にどう見られるのかをプラスして考えなければいけない。 ・何か事故が起きたときにうちの会社はリコールしなかったらもう経営危機になる、世の中にたたかれてしまうというような指標が一つできたらいい。 ・R-Map以外のところの社会的というところをどう数値化したり、消費者に見せるようにするかが課題。 ・R-Mapは、保険会社が出てきて、発生頻度もしくは確率とひどさ、この2つからリスクを考えていけば、合理的な対策はとれるという考え方。

(注1) 調査分析の効率化の観点から、限られた職員や機器のリソースを活用するため、「R-map手法」によって、各案件をリスクの高いものから低いものまでクラス分け(リスク評価)し、リスクの高いものを優先して分析したり、すぐに調査の済むリスクの低いものを優先したり、整理、調整する過程で活用される。R-Map分析手法を情報解析の一つの手法として、第6回消費者安全専門調査会でNITEより紹介。

	消費者安全専門調査会で出された意見等
	<ul style="list-style-type: none">・致命的なリスクがあるところは、何らかの対策を考え、そこからリスクが下るにしたがって社会コストの関係でどうするか、国民に明示して使うべき。・安全を実現する上で、一番やってはいけないことは安全を確率で語ること。危険源がどこにあるのかをまず探ること、危険源のリスクを評価することが一番実直なやり方で、それに対してどういう対策をとるかである。・致命的なところでは発生頻度が低くても対策をとるべきだという考えもある。単純にこのR-Mapを使うところに危険性がある。・リスク評価は社会が変われば変わっていかないといけない。消費者の心理も変わっていくので、消費者の合意を得られるようなR-Mapをつくらないといけない。・企業はR-Mapを使い、企業の論理でリスクの大小とは違う判断をしている。消費者目線で、消費者の論理をR-Mapに乗せて、消費者はこう考えるというものをもう一つ作って見たらよいのではないか。例えば同じ数字であっても将来のある子どもに被害が起きるものについてもう少し慎重に考えたいとか、そういう選択というのは消費者としてあり得る。・シュレッダーの事故のように、子どもが使わないと思っていたのに意外と近づいたりすることがあった。そういったものをどういうふうに(R-Mapに)反映するか考えてほしい。・R-Mapを商品別に考えないといけない。・国として、あるいはNITEとして考えるべき社会が受け入れる限度とはなにか、人々が怒るかどうかということなのか、しかし、人々が怒るということは、結局企業のレピュテーション(評判)の話ではないか。・リコールというだけで、あれは危ないと走ってしまっているのではないか。これはキャンセルすべきではないか。国がやるところは、本当に危ないところではないか。・相談で受けた事故情報についてNITEにテスト依頼しているが、その後はフィードバックはほとんどない。R-Mapで優先順位付けをしているのであればこの案件はこういうところにあるのでこれぐらいの順番で調査ができるというようなフィードバックをしてほしい。・消費者安全法の通知要件について、当面は運用として、その他事故情報を寄せてもらうことになったが、そのことは消費者庁の説明資料に反映されているか。また、要件の見直しをそこに書くべき。

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
<p>第1回（目的に応じた情報提供） 第2回 第6回</p> <p>（分かりやすい役に立つ情報提供）</p> <p>（事故情報データバンク等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・セミプロ向けの専門的な分析がなされた情報が利用できるにすることで、一般の消費者が関心のある情報を伝えることは分けて考える必要がある。また、センシティブに反応しなければいけない事例をセレクトする仕組みが必要。 ・公表する情報に2種類ある。一つは、共有財産として、いつでも見られる状態にしておくものと、もう一つは消費者の行動を変えるような公表があり、後者はセンセーショナルにしないと誰にも見えない。 ・公表された情報が消費者のアクションに結びつかないと価値は半減。 ・事故情報の内容が、一般の消費者にわかるようなものにするべき。 ・子供向けにHPを作って、親や子どもに伝わりやすくするべき。 ・食中毒に関して消費者に対する注意喚起は不十分。 ・いろんなデータばかり出てきて、どれが一番重要かわからない。 ・ひと月に1つの事故でもいいので、徹底的な事例紹介をするべきではないか。 ・キッズデザインなど団体のアイデアや技術を消費者庁のサイトに掲載し、活用しては ・消費者が被害から逃れる最大の方法は誤使用を勉強することで、これをどう伝えていくかが大事。 ・事故が起こった後ではなく、本来は防止、予防が大切。これから買う人にリスクを伝えることが大事。 ・たとえば、車の違和感がある場合に、その情報を収集して、これを公表することは重要。 ・学校の事故情報は、事故情報データバンクには入らないのか。 ・事故情報データバンクの参画機関に消防庁が集めた情報などは含まれる予定はないのか。 ・事故情報データバンクは事故情報の説明内容が短かすぎでよくわからない。図面も写真も出していない。 ・失敗知識データベース（JST）は参考になる。 ・自動車のリコールデータ、医療関係、労働災害のデータベースを見ても、原因が書いていないので、役に立たない。 ・データはインターネットに載せないと意味がない。紙ベースは見えないのと同じ。

（消費者安全法→消安法、消費生活用製品安全法→製安法で表示）

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターに寄せられる情報を共有財産になるようにシステムを構築すべき。 ・センターに寄せられる相談情報は相談者のプライバシーの問題などセンシティブな問題が多々ある。公表が難しく、制度的な検討が必要。
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・参考情報については、消費者から関連する情報が集まってくるのが大事。その点も念頭において、その活用のためにどういう範囲で、どこまでのものを公表していくかということを詰めるべき。
第4回(自動車リコール制度に関する消費者委員会の建議について)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者から役所に集まってきた不具合の情報をそのまま生で公表した方がそれを利用するメーカーの対応も早くなる。 ・できるだけ消費者に向けて情報を生に近い形で伝えることによって、事故の未然防止にもなるし、注意喚起として徹底できるのでは。 ・リスク情報を誰がどう使うか分らないと収集、編集の過程で大事な事故が削られてしまう。 ・情報を集める人、情報を手渡す人、それを公表する人に、制度の目的がきちんと理解されていないと的確な対応ができない。 ・自動車はリコールする製品の中では一番追いかけやすい。ナンバープレートもあるし、車検もある。今、不十分なことはあるにしても、他の業界にとっていいモデルになってほしい。そういう視点でとらえたらいかか。
第5回(言語処理による情報検索(連想検索)について)	<ul style="list-style-type: none"> ・データベースというか検索システムをある程度オープンにするときには、使い方、評価能力の問題が付いて回ることを公表し、出てきたものに疑義があったら必ず問い合わせてくださいというシステムを付けておかないとうまく回らないと思う。 ・利用者によって、必要な情報や使い方は異なってくる。相談センターの方が消費者から相談を受けたときにどんな指示を出せば一番消費者に安心してもらえるか、メーカーはそれを見てどういうふうに行動をとらなければならないのか、消費者庁は、メーカーがきちっと動かないときに、行政として指示が必要になってくることもあり得るような気がする。 ・事故情報データバンクは消費者にいち早く事故情報を伝えること、あるいは消費者がどんな事故情報を確認したいか、例えば、今ある商品を購入しようとしているときに、その購入商品が過去にどういう事故例があるかということを知りたいときに使うような使い方がいい。 ・相談を受けた人とか、被害を受けた人が何かこれに近いものがあるかと調べることに使えるといい。 ・消費者は自分が事故に遭ったとき、あるいはヒヤリハットという状態に陥ったときに、同種の事故がないかを見たいという気持ちになる。そのときにデータベースを検索し、事故例やその分析、メーカーの対応を知ることができれば、自分の情報もちゃんと通知しようとなる。こういう消費者自身の行動を引き出すことができ、情報の集積にもつながる。 ・一般の家庭の方とかでも、本当はうちでもこんなことがありましたというような普段だと言えないけれども、ここだったら書けるみたいな情報も入っていたりするといい。

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
<p>第7回(事故情報の公表について) 第8回(事故情報の公表について)</p> <p>○ 情報をどのように届けるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の発信の仕方は、アクティブな発信の方法とパッシブな発信の方法がある。公表だけだと、消費者にとってはパッシブな発信なので、何らかの方法でアクティブに行動を起こすという発信の仕方が非常に重要と思う。そういう意味で「子供安心メール」は非常に良い試み。 ・親も子とともにすぐ育ってしまうので、想像以上にこまめにフォローしてあげないといけない。例えば赤ちゃんができたら、母子手帳とか関心のある人だけが見るのではなくて、全員がこれは見なさいよという感じの入口を用意するとか、絶えずやっていく必要がある。 ・高齢者についても別枠が必要ではないか。 ・官庁の場合、例えば、業界団体を使って企業にお願いをするというやり方や、学校の教育現場から子どもたちに注意喚起をしてもらうような、企業や一般団体とは違う情報のルートがあると思う。消費者庁だけではなくて、全省庁のルートを使ったら、どんなことができるか、御検討いただきたい。 ・ホームページや記者公表ではなかなか情報の伝わらない人に向けて、消費生活センターに対し注意喚起を行うよう要請するというのは良いが、その数はまだ少ない。 ・一般の方に公表される情報とともに、消費者に絶対これだけは伝えたいという情報は分けて消費者センターに情報提供いただきたい。そうすれば消費者からの相談に的確に対応できる。また情報をいただくタイミングは、報道発表されると同時、あるいは直前にお願いしたい。 ・地方の消費者センターが地域の情報ネットワークの要として動けるようフォローしていく体制が必要。PIO-NETから地方で使えるような情報がすぐに返されていくような、体制を強化してほしい。 ・消費者庁にお願いしたいのはネットワークづくり。子供の親、高齢者にいかに伝えるか。子どもの親や消費者団体や高齢者の団体は横のつながりをそれぞれが持っている。それを如何に更に横につなげるかというところが大きな盲点ではないか。是非消費者庁が中心となって、例えば高齢者の事故だったらいち早く高齢者に伝わるような線にまず言って、それから横に広げるような、そういう工夫ができるのではないか。 ・現在北海道では消費者被害ネットワークを作って、その中に福祉団体とか学校の校長会が入っている。そのネットワークの中で何かあったときには情報を提供している。是非そういったシステムづくりをして、地域におけるコミュニティというものをもっと利用すると、消費者庁も消費者への注意喚起が本当に必要な人に届くのではないか。防災組織やいろんな省庁にまたがると思うが、せっかくできているコミュニティといったものを是非利用していくべき。

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
<p>○ 情報をどのように届けるか(続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の中で高齢者・子ども・子育て中の親が情報入手する一番手近なのはテレビではないか。1つのアイデアとして、ニュース番組の中で天気予報の後に事故情報を必ずスポットに入れていただくことを各放送局にお願いして、そういうパターンをつくれれば、かなり注意喚起の情報が伝わるのではないか。 ・消費者にどうやって事故情報を伝えるかということについて、民間のネットワークを幾らつなぎ合わせても全員には届かない。インターネットにしてもテレビにしても、スイッチを入れられない限り消費者に届かない。民間企業はポストへの投げ込みをして新聞の折込み広告と同じように、嫌でも届くようにしている。 ・新聞にリコール情報を出すと6紙でおよそ5,000万から1億円かかる。こんな事に耐えられる中小企業・輸入業者はいない。現実には消費者を助けないといけないのは大手企業ではなくて、中小及び輸入業者の事故。彼らにそういう機会を与えればよい。1月に1回、6紙の一面を消費者庁が買い取って、そこに情報を貼りつけて送り出すとか、そういうことも1つの方法ではないか。 ・何か事故があった時に消費者は、消費者庁よりも事故があった会社のホームページを見る。ホームページで、こういうところが不具合ですよというのがとてもわかりやすく載せている企業も多い。 ・製品事故、重大事故が起きた場合には、当該企業のホームページ上である一定期間、必ず注意喚起のページをつくらなければいけないというような法的なものが必要ではないか。 ・事故データについてRAPEXのホームページでは、ベター面(一層目)に書いてあって、写真も画像でgoogleで引っかけられるようになっている。消費者庁もホームページでももう少し見えるようにしてもらいたい。 ・消費者庁のニュースリリースはgoogleで最初の方に全然載っていない。消費者庁よりも新聞社が記事にしたものがgoogleの上の方に出ている。製品の名前だけでもいいから消費者庁のホームページの一番上のところに名詞で並べておく等、検索できるようにしておかないと、googleに全然引っかけからず、だれも見ないということになる。 ・NITEや国民生活センターはテレビ局に何か実験データで燃えるデータとか見せて、記者会見等をやっている。消費者庁も画像やデータを見せるなどして、もっとやったことをフィードバックしたらどうか。 ・インターネットでも画像が重要。YouTubeを活用する。小学校の先生はみんなインターネットを使って情報を集めて見せている。NITEに学ばなければいけないのは、彼らは画像をYouTubeに出しているから、トラッキングで燃えましたという(画像)データをみんな使っている。

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
<p>○ 情報をどのように届けるか（続き）</p> <p>（注意喚起を効果的に行う工夫）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象の人にちゃんと情報が届くかどうか、その届いた情報をちゃんと解釈しているかどうかということが再発防止の行動につながる。ホームページだけの情報公開は、情報格差・アクセスできない人がいるので難しい。解釈するという点に関して、ただ生の情報だけでなく、それをまとめて、消費者が理解できるサポートを考えていただきたい。 ・国民生活センターから発信される注意喚起はとても分かりやすい。消費者庁の注意喚起と、国民生活センターからの注意喚起が連動しながら効果を発揮していければいいと思う。 ・注意喚起情報として、国民生活センターの「くらしの危険」というリーフレットが一般消費者向けに非常にわかりやすい。しかし、消費生活センターには届いているが、一般の方の手元には届かないと思う。こういう注意情報をもっと末端隅々まで届けられるようになるといいと思う。 ・消費者への注意喚起を消費者庁から直接行う場合と団体等を通じて間接的に行う場合と二通りあるが、何か基準となる考え方はあるのか。また、注意喚起を依頼した先へのフォローを行っているのか。 ・注意喚起後に、消費者の方に本当にその注意が行ったかどうかを一番知りたい。それぞれの方法をとったときに消費者の方々にどれぐらい注意喚起できたのかが重要。こういうときはこの方法をとれば消費者の方々に伝わる確度は高いというのを見つけていかないと、なかなか実効性は出てこない。 ・注意喚起を消費者庁から団体等に依頼する場合は、どういう形で注意喚起をされたのかを報告してもらう形にした方がよい。 ・注意喚起の効果について、インディケーションになるようなもので、評価できるようにすべきである。例えばこの注意喚起をした結果、事故は何件起こったが、暫時減っているというものが必要。

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
<p>○ 情報を役に立つものにする工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期公表を見る人に対して、メリハリをつけて、注目してもらう工夫が必要。何らかの被害があった人に対して同じようなタイプのケースがありますよということは、何らかの工夫でできないものか。 ・公表の際に画像であるとか、イラスト・絵柄で見せるというのは非常に有効。 ・事故情報の公表は公表することが目的ではなくて、消費者、あるいは使用者の安全確保、発生・拡大防止が目的。そうした場合に、公表のところで、事故内容だけでなく、その後に使用者、消費者が気をつけることまで踏み込むべき。 ・注意喚起等の対応を考えるにあたって、どこに重点を置いていくのか。これを絞り込む能力が問われている。 ・R-Mapを消費者への注意喚起とか情報提供に使うことは考えられないか。 ・バスの中の転倒事故や食中毒は、件数は多いのに注意喚起されていない。注意喚起をするかどうかは、どのように決めているのか。 ・消費者庁ができてから、誤使用ということで捨てていたものを全部上げてチェックして、今回の注意喚起のところでも、かなりステューピッドなところだけでも、これは直してくださいよということを出しているのが多くなったのではないかと思う。 ・消費生活センターに寄せられてくる、ちょっとおかしい、重大事故につながるかもしれないという情報はまだ分析されていない、活用されていないと思う。国民生活センターが解析して注意喚起につなげていると聞いているが、その体制をどうやって強化していくかということが課題になってくるのではないか。 ・事故情報について消費者庁に一元化して集まっているが、毎週ただベタ貼りで公表されているだけ。ユッケの食中毒事故は、今回の事故の前からあった。過去に19件もユッケの食中毒があるなら、そろそろ危ない、何とかしなければいけないなど、何か消費者庁から指令を行えば、あの事故はもう少し早めに対応できたのではないか。事故の未然防止とか予防につなげるような視点で情報を整理して、公表の在り方も含めて検討してほしい。 ・ユッケと同じようなことがパロマの事故であった。せっかく作った仕組みが機能しないということでは困る。今回の事故を教訓に一歩進めてほしい。 ・ユッケの話もそうだが、続発しているのであれば、固有名詞を出しておけば消費者が見る場合でも、あるいは関係官庁が見る場合でも非常に参考になって、再発防止対策をスピーディに立てる上で役立つと思う。そういう意味から固有名詞の公表の範囲をもう一度見直していただきたい。

(注1) 調査分析の効率化の観点から、限られた職員や機器のリソースを活用するため、「R-map手法」によって、各案件をリスクの高いものから低いものまでクラス分け(リスク評価)し、リスクの高いものを優先して分析したり、すぐに調査の済むリスクの低いものを優先したり、整理、調整する過程で活用される。R-Map分析手法を情報解析の一つの手法として、第6回消費者安全専門調査会でNITEより紹介。

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
○ 情報の共有と情報の活用	<p>・公表する情報は、1つは、客観的にどういう事故があったかというような事実の問題と、評価とか、何を注意したらいいのかという、指導・アドバイスの部分の大きく2つに分けられる。2つ目の注意喚起について、受け手の立場でどう気を付ければいいのかやり方を見直してほしい。事故の原因が究明できない場合であっても、まずこれに気をつけてください、そして追加の情報がわかったら、すぐに公表しますというふうにやっていただくのが一番よろしいかと思う。</p> <p>・「1. 事故情報の公表等」という段階と「2. 事故情報の活用」の段階で情報の出し方は異なる。まず1で情報を共有して、事業者や関係行政庁、社会の中の様々な人がそれぞれやることをやってもらう。関心のある人は見て下さいということ。それでも動かない時は、2で最終的に消費者庁が補うというふうによりソースを分散していく視点が重要。</p> <p>・「1. 事故情報の公表等」で情報共有を図ることと「2. 事故情報の活用」で消費者庁としてどう対応するかということは、仕分けしていくべきではないか。</p> <p>・情報共有と事故情報への対応は分けて考える必要はあるが、両社は密接に関係しており、ものによっては対応の仕方が違うものも出てくると思う。誰を対象にやっているのか整理して、情報をうまく活用できるようにしてほしい。</p>
○ 公表に際しての製品起因という要件に関して	<p>・公表に際して、製品起因という、従来、産業界に製品改善を求めるとかという視点から決められていたキーワードというか、基準を、消費者バージョンで、消費者目線での新しいまとめ方を早くつくる必要があるのではないかと。消費者を保護するという視点からいったら、真の原因究明までいなくても、危ないものは危ない、危なくないものにしてくれと、この目線で整理するようなものを是非考えてもらいたいと思う。</p> <p>・どういうものを公表するかについて、明らかに製品起因ではないと言えるものもあって、そういうものは公表対象から除外してもいい。</p> <p>・誤使用か製品起因かという分類だけにこだわらず、誤使用であっても続発するようであれば、対策が必要だということで、対策が必要か否かということをごとまで公表するかについての重要な基準の1つとして考える必要がある。</p>
○ 情報を受け取る側の課題	<p>・情報や注意喚起の受取側の教育とか啓発とかをしていかないと、テレビでどれだけ報道してもなかなか情報を受け取れない消費者の方もいっぱいいる。そこを並行して考えていかないと、物すごくパワーをかけている割には実効性に乏しい。</p> <p>・全国の小学校、中学校で消費者の安全に関する授業を、1コマでも2コマでも持てるようにすれば、大きなきっかけになる。興味を持てばほかのものも見るようになる。</p>
○ その他	<p>・本来、リコールすべき事故の事案で、事業者が倒産している場合はだれも消費者に呼びかける人がいない。普通以上に注意してくださいということを消費者庁として強調して公表するべきである。</p> <p>・消費者被害の未然防止とか拡大防止というのは、この公表だけで本当にいいのかどうか。全国ベースの情報がこの中に入っているのか。取られた措置の中でもダブリがあるのか、ないのか。どこが欠けていて、どこが埋まっているのかももう少し論理的に、合理的に説明するような資料をつくっていただきたい。</p>

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
<p>○ 製品安全のニューアプローチについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省はEUと同じニューアプローチ方式の採用を検討しているが、それによれば、法律は包括的に安全であることを要求するだけで、安全対策などの具体的な規定は、JIS規格に任せることになる。 ・消費者庁・各省庁がやるべきことは、安全基準をすべての製品について示し、それを遵守させること。それが未然防止。日本の規格は、すべての商品、サービスを網羅していない。例えばエレベータやクレーン、自転車には規格がない。事故を起こしたから捕まえるのではなくて、事故を起こさないような体制をつくってほしい。 ・製品安全4法のうち、製安法というのは一般法なので包括的に決めてある。それに対して残りの3法は特別法なので、ある意味この法律は法律でなくて規格であってもいい。規格を漏れなくつくって、それを包括的な法律で、この規格は強制ですというふうにすれば良いと思う。 ・日本は安全をすべて法律でまかなおうとしている。しかし、規格でまかなえる部分がないと、どんどん開発されていく商品に追従できないこともあるので、単に経産省だけではなく、国土交通省、農水省、厚生省が管轄している商品についても、消費者の視点からニューアプローチを考える必要があり、本専門調査会でも考えてほしい。 ・ヨーロッパの場合はスタンダードをつくって、ヨーロッパ圏外からの安全性の劣るものを防がなければいけないという意思をはっきり持ってやっている。これから理想的な方法として、スタンダードづくりを経済産業省に強く言って、こういう失敗事例がいっぱいあるんだから、このスタンダードを2年以内につくれとかいう命令ができるようにしたら、うまく回っていくのではないか。 ・何の製品のどの事故に対して規格をつくるかについて、消費者庁はNITEのデータも包括した大きなデータを持っているから、これがおかしいと消費者庁が出してきたものをきっかけにして、規格をつくったらどうか。 ・情報の活用ということで、ニューアプローチから出てきた1つの問題点が、現在、消費者安全法の規定では情報を得た消費者庁がこの製品には規格がないから規格をつくるべきだということを、他省庁に対して言えるという権限はどこにも書いていない。これは1つの検討課題。 ・消費者庁はデータを持っているのだから、その情報の活用の仕方として、他省庁に規格を作るべきであるという権限がないのは宝の持ち腐れである。その意味でこの専門調査会の検討対象となる。 ・すべての製品は安全でなければいけないというのは消安法でやっているのだから、ニューアプローチのうちの規制対象品目の包括化というのは、我が国では対応していると思う。残るのは安全規格について抜けているところを消費者庁が、では何をするのかといった場合に今の16条、17条では足りない、あるいは使いにくいのであれば、別の条文があった方がいいかもしれない。 ・安全基本法については、産業振興に偏した安全政策から消費者目線に立った安全政策を確立していく上で、その所管に消費者庁は参加すべき。ニューアプローチの法制化についても消費者庁が関わるべき。 ・消費者庁のできた時のいきさつなどからすると、こういうニューアプローチの議論のところに消費者庁が積極的にコミットして、是非とも消費者庁が担うというような感じで行っていただきたい。

消費生活用製品安全法と消費者安全法に基づく重大事故報告(通知)と公表状況

参考資料2

(平成23年4月～平成23年5月末まで、火災による同一案件での公表分のみ抜き出し)

No.	事故発生日	製品名	事故・被害状況等	消費生活用製品安全法での報告受理日	発生日からの経過日数	消費者安全法での通知受理日	発生日からの経過日数	通知日の遅れ	消費生活用製品安全法による公表日	発生日からの経過日数	消費者安全法による公表日	発生日からの経過日数	公表日の遅れ	消安法管理No.	製安法管理No.
1	2011/2/23	電気こたつ	火災	2011/4/4	40	2011/3/29	34	-6	2011/4/8	44	2011/4/7	43	-1	G1110329-11	A201100007
2	2011/3/25	エアコン	火災	2011/3/30	5	2011/3/28	3	-2	2011/4/5	11	2011/4/7	13	2	G1110328-04	A201001134
3	2011/3/23	石油給湯機	火災	2011/3/31	8	2011/3/29	6	-2	2011/4/5	13	2011/4/7	15	2	G1110329-01	A201001139
4	2011/3/7	コーナータップ	火災	2011/3/11	4	2011/3/30	23	19	2011/3/16	9	2011/4/7	31	22	G1110330-12	A201001073
5	2010/12/21	電気ストーブ	火災	2011/1/14	24	2011/3/31	100	76	2011/1/18	28	2011/4/7	107	79	G1110331-06	A201000837
6	2011/3/11	電気湯沸器	火災	2011/4/7	27	2011/4/1	21	-6	2011/4/12	32	2011/4/7	27	-5	G1110401-03	A201100016
7	2011/1/25	石油給湯機	火災	2011/1/28	3	2011/4/1	66	63	2011/2/1	7	2011/4/7	72	65	G1110401-05	A201000899
8	2010/2/24	石油ストーブ	火災	2010/3/8	12	2011/4/1	401	389	2010/3/12	16	2011/4/7	407	391	G1110401-14	A200901106
9	2011/4/3	ガス栓	火災	2011/4/14	11	2011/4/4	1	-10	2011/4/19	16	2011/4/14	11	-5	D2110404-07	A201100034
10	2011/4/4	ガス栓	火災	2011/4/14	10	2011/4/5	1	-9	2011/4/19	15	2011/4/14	10	-5	D2110405-01	A201100035
11	2010/11/19	空気清浄機	火災	2010/11/25	6	2011/4/5	137	131	2010/11/30	11	2011/4/14	146	135	G1110405-08	A201000713
12	2011/3/30	屋外式ガス給湯機付ふろがま	火災	2011/4/7	8	2011/4/6	7	-1	2011/4/12	13	2011/4/14	15	2	G1110406-06	A201100018
13	2011/3/18	エアコン(室外機)	火災	2011/3/28	10	2011/4/6	19	9	2011/4/1	14	2011/4/14	27	13	G1110406-08	A201001124
14	2011/3/20	エアコン(室外機)	火災	2011/4/4	15	2011/4/8	19	4	2011/4/8	19	2011/4/14	25	6	G1110408-15	A201100011
15	2011/2/14	電気ストーブ	火災	2011/3/1	15	2011/4/8	53	38	2011/3/4	18	2011/4/14	59	41	G1110408-16	A201001017
16	2011/3/17	電気洗濯乾燥機	火災	2011/3/28	11	2011/4/8	22	11	2011/4/1	15	2011/4/14	28	13	G1110408-17	A201001125
17	2011/1/13	電話交換機	火災	2011/1/24	11	2011/4/11	88	77	2011/2/10	28	2011/4/21	98	70	G1110411-01	A201000882
18	2011/4/10	電気洗濯機	火災	2011/4/20	10	2011/4/11	1	-9	2011/4/22	12	2011/4/21	11	-1	G1110411-06	A201100055
19	2011/2/16	石油ストーブ(密閉式)	火災	2011/3/3	15	2011/4/11	54	39	2011/3/8	20	2011/4/21	64	44	G1110411-08	A201001026
20	2011/4/1	ホームシアターシステム	火災	2011/4/18	17	2011/4/11	10	-7	2011/4/22	21	2011/4/21	20	-1	G1110411-09	A201100051
21	2011/4/9	ライター(使い切り型)	火災	2011/4/25	16	2011/4/12	3	-13	2011/4/28	19	2011/4/21	12	-7	G1110412-10	A201100067
22	2011/4/2	ミニコンボ	火災	2011/4/14	12	2011/4/11	9	-3	2011/4/19	17	2011/4/21	19	2	G1110411-15	A201100031
23	2011/2/2	電気温風機(セラミックファンヒーター)	火災	2011/2/10	8	2011/4/12	69	61	2011/2/15	13	2011/4/21	78	65	G1110412-01	A201000951
24	2011/4/3	電気温風機(セラミックファンヒーター)	火災	2011/4/14	11	2011/4/12	9	-2	2011/4/19	16	2011/4/21	18	2	G1110412-09	A201100032
25	2011/4/10	携帯電話機	火災、軽傷1名	2011/4/21	11	2011/4/12	2	-9	2011/4/26	16	2011/4/21	11	-5	G1110412-12	A201100057
26	2011/3/3	電気ストーブ	火災	2011/3/14	11	2011/4/13	41	30	2011/3/16	13	2011/4/21	49	36	G1110413-08	A201001086
27	2011/4/14	電気洗濯乾燥機	火災	2011/4/21	7	2011/4/15	1	-6	2011/4/26	12	2011/4/21	7	-5	G1110415-16	A201100056
28	2011/4/11	ガスボンベ(ライター用)	火災	2011/4/15	4	2011/4/15	4	0	2011/4/19	8	2011/4/21	10	2	110415-002	A201100039
29	2011/4/6	モデム(ADSL用)	火災	2011/4/18	12	2011/4/18	12	0	2011/4/22	16	2011/4/28	22	6	G1110418-04	A201100044
30	2011/4/11	空気清浄機	火災、軽傷1名	2011/4/19	8	2011/4/18	7	-1	2011/4/22	11	2011/4/28	17	6	G1110418-09	A201100052
31	2011/1/20	ノートパソコン	火災	2011/1/27	7	2011/4/20	90	83	2011/2/1	12	2011/4/28	98	86	G1110420-01	A201000892
32	2011/4/6	電気冷蔵庫	火災	2011/4/25	19	2011/4/20	14	-5	2011/4/28	22	2011/4/28	22	0	G1110420-09	A201100066
33	2011/4/11	食器乾燥機	火災	2011/4/27	16	2011/4/18	7	-9	2011/5/10	29	2011/4/28	17	-12	110418-001	A201100079
34	2011/4/18	電気温風機	火災	2011/4/28	10	2011/4/25	7	-3	2011/5/10	22	2011/5/12	24	2	G1110425-05	A201100086
35	2011/3/29	石油給湯機	火災	2011/4/4	6	2011/4/25	27	21	2011/4/8	10	2011/5/12	44	34	G1110425-06	A201100005
36	2011/4/16	水槽用ヒーター	火災	2011/4/27	11	2011/4/25	9	-2	2011/5/10	24	2011/5/12	26	2	G1110425-09	A201100073
37	2011/4/18	屋外式ガス給湯機付ふろがま	火災	2011/4/28	10	2011/4/26	8	-2	2011/5/10	22	2011/5/12	24	2	G1110426-14	A201100082

No.	事故発生日	製品名	事故・被害状況等	消費生活用製品安全法での報告受理日	発生日からの経過日数	消費者安全法での通知受理日	発生日からの経過日数	通知日の遅れ	消費生活用製品安全法による公表日	発生日からの経過日数	消費者安全法による公表日	発生日からの経過日数	公表日の遅れ	消安法管理No.	製安法管理No.
38	2011/4/27	エアコン	火災、軽傷1名	2011/5/9	12	2011/4/28	1	-11	2011/5/13	16	2011/5/12	15	-1	G1110428-02	A201100105
39	2011/3/1	石油給湯機	火災	2011/3/4	3	2011/5/2	62	59	2011/3/8	7	2011/5/12	72	65	G1110502-12	A201001035
40	2011/4/2	エアコン	火災	2011/4/28	26	2011/5/2	30	4	2011/5/10	38	2011/5/12	40	2	G1110502-15	A201100080
41	2011/4/14	電気シェーバー	火災	2011/4/20	6	2011/5/6	22	16	2011/4/22	8	2011/5/12	28	20	G1110506-01	A201100054
42	2011/1/23	加湿器	火災、軽傷1名	2011/5/12	109	2011/5/6	103	-6	2011/5/17	114	2011/5/12	109	-5	G1110506-02	A201100112
43	2011/1/21	油だき温水ボイラ	火災	2011/2/3	13	2011/5/6	105	92	2011/2/8	18	2011/5/12	111	93	G1110506-04	A201000916
44	2011/3/18	投げ込み式湯沸器	火災	2011/4/22	35	2011/5/9	52	17	2011/4/26	39	2011/5/19	62	23	G1110509-10	A201100061
45	2011/4/21	石油給湯機	火災	2011/4/28	7	2011/5/9	18	11	2011/5/10	19	2011/5/19	28	9	G1110509-13	A201100083
46	2010/9/18	テレビ(ブラウン管型)	火災	2010/10/6	18	2011/5/9	233	215	2010/10/8	20	2011/5/19	243	223	G1110509-20	A201000573
47	2011/3/3	電気ストーブ	火災	2011/3/14	11	2011/5/10	68	57	2011/3/16	13	2011/5/19	77	64	G1110510-32	A201001086
48	2011/5/11	開放式ガス瞬間湯沸器	火災	2011/5/20	9	2011/5/11	0	-9	2011/5/24	13	2011/5/19	8	-5	D2110511-01	A201100133
49	2011/5/7	石油ふろがま	火災	2011/5/19	12	2011/5/11	4	-8	2011/5/24	17	2011/5/19	12	-5	G1110511-03	A201100127
50	2011/5/1	エアコン(室外機)	火災	2011/5/12	11	2011/5/11	10	-1	2011/5/17	16	2011/5/19	18	2	G1110511-09	A201100115
51	2011/4/9	石油給湯機付ふろがま	火災	2011/4/18	9	2011/5/11	32	23	2011/4/22	13	2011/5/19	40	27	G1110511-14	A201100041
52	2011/5/12	食器洗い乾燥機	火災	2011/5/20	8	2011/5/16	4	-4	2011/5/24	12	2011/5/26	14	2	G1110516-04	A201100135
53	2011/1/23	電気カーベット	火災	2011/1/31	8	2011/5/16	113	105	2011/2/4	12	2011/5/26	123	111	G1110516-09	A201000903
54	2011/5/16	空気清浄機	火災	2011/5/24	8	2011/5/17	1	-7	2011/5/27	11	2011/5/26	10	-1	G1110517-02	A201100139
55	2011/3/1	照明器具	火災	2011/3/11	10	2011/5/19	79	69	2011/3/16	15	2011/5/26	86	71	G1110519-01	A201001074
56	2011/4/17	カセットこんろ	火災、軽傷2名	2011/5/9	22	2011/5/19	32	10	2011/5/13	26	2011/5/26	39	13	G1110519-03	A201100103
57	2011/4/28	携帯型電気冷温庫	火災	2011/5/20	22	2011/5/19	21	-1	2011/5/24	26	2011/5/26	28	2	G1110519-06	A201100130
58	2011/5/4	ACアダプター(ガスバーナー用)	火災	2011/5/19	15	2011/5/20	16	1	2011/5/24	20	2011/5/26	22	2	G1110520-12	A201100124

事故発生日からの平均報告日数	14.1	事故発生日からの平均通知日数	41.2	27.2	事故発生日からの平均公表日数	19.3	50.2	30.9
----------------	------	----------------	------	------	----------------	------	------	------

通知遅れ比率 48.3%

公表遅れ比率 72.4%

※消安法の管理No.の頭文字は通知元を表す(D:経済産業省、E:国土交通省、F:警察庁、G総務省消防庁、無印:地方公共団体)

「焼肉酒家えびす食中毒事件」に関する情報の流れと公表状況について

(平成23年4月17日～5月20日まで)

参考資料3

消費者委員会事務局調べ

日	食中毒発生状況	福井県	富山県	横浜市	厚生労働省		消費者庁		農林水産省	各種報道	その他
		公表・注意喚起	公表・注意喚起	公表・注意喚起	情報入手	公表・注意喚起	情報入手	公表・注意喚起	公表・注意喚起	公表	公表・注意喚起
4/17(日)	福井渚店:食事(男児6才) 駅南店:食事(7名)										
4/18(月)											
4/19(火)	横浜上白根店:食事 (女性19才)										
4/20(水)	駅南店:発症(7名中?名)										
4/21(木)	福井渚店:発症・入院 (男児6才) 砺波店:食事(親子2名)										
4/22(金)											
4/23(土)	砺波店:食事(家族5名) 富山山室店:食事 (20代女性) 横浜上白根店:発症 (女性19才)										
4/24(日)	砺波店:発症・入院 (親子2名)										
4/25(月)	横浜上白根店:入院 (女性19才)										
4/26(火)	砺波店:発症(家族5名)	福井健康福祉センターへ医療機関から届出									
4/27(水)	福井渚店:死亡(男児6才) 砺波店:入院 (家族5名中40代・70才代 女性各1名)	食中毒発生公表 (死亡前の情報・ 店名公表なし) 福井渚店に立入 検査実施	・砺波厚生センターへ医 療機関から届出 ・(第1報)食中毒発生公 表(店名公表あり) 砺波店を4/27から3日間 営業停止命令		富山県から 情報入手 福井県から 情報入手		厚生労働省から 富山県の 情報入手			【福井新聞】 富山県の営業 停止処分をWEB 報道	【フーズフォーラス】 4/27より自主的に全 店でユッケの販売停 止
4/28(木)	横浜上白根店:HUS発症 (女性19才) 駅南店:HUS発症・入院 (7名中?名)		生肉料理を避けるよう県 民へ啓発	厚生労働省及び金沢市か らの連絡を受け、 上白根店・若草台店に立 入検査実施 (この時点では横浜での発 生報告はなし、上記は5月 3日公表)			厚生労働省から 福井県の 情報入手	【消費者安全法の重大製 品事故等に係る公表】 食中毒公表9件 焼肉酒家えびす食中毒公 表なし		【北日本新聞】 富山県の営業 停止処分を報道	
4/29(金)	砺波店:死亡 (親子2名中男児6才) 砺波店:HUS発症 (家族5名中40代女性1名)		男児6才死亡発表 ・生肉用肉の提供状況等 の緊急点検実施 (東京都へ食肉加工セン ターの立入調査依頼) ・県内医療機関へ0111 等の診断・治療周知		富山県から 情報入手		厚生労働省から 富山県の 情報入手 (23:30)				【フーズフォーラス】 記者会見・社長謝罪 4/29より全店で営業 自粛
4/30(土)	砺波店:昏睡 (家族5名中40代女性1名) 砺波店:HUS発症 (家族5名中70代女性1名) 駅南店:0111抗体陽性確 認(7名中2名)		駅南店での発生公表 駅南店を30日から3日間 の営業停止命令		富山県から 情報入手		厚生労働省から 富山県の 情報入手			【全国主要紙】 富山県の公表、 砺波店で男児1 名死亡、フーズ フォーラス記者 会見内容を報道	

※ 文字の色について、オレンジ色字:福井県の情報(福井渚店)、紫字・青字:富山県の情報(紫字:砺波店、青字:駅南店)、緑色:横浜市の情報(横浜上白根店、若草店)

※ 矢印のない部分は同日中に情報を通知

日にち	食中毒発生状況	福井県	富山県	横浜市	厚生労働省		消費者庁		農林水産省	各種報道	その他
		公表・注意喚起	公表・注意喚起	公表・注意喚起	情報入手	公表・注意喚起	情報入手	公表・注意喚起	公表・注意喚起	公表	公表・注意喚起
5/1(日)	富山山室店:HUS発症 (20才代女性1名)		・駅南店・砺波店への 立入検査状況公表 ・富山山室店HUS発症 を厚労省に通知		富山県から 情報入手		厚労省から 富山県の 情報入手			【読売新聞】 富山に続き、福 井でも死亡事 例、ユッケの肉 が生食用でない ことを報道 【産経新聞】 高岡市内の系 列店での食中毒 発生を報道	
5/2(月)		・富山と遺伝子型 が一致・納入業者 が同一であると公 表(店名公表あり) 5/2から5日間 営業停止命令	①富山山室店での疑い 事例公表 (女性20代1名) ②患者の状況公表 医療機関受信案内 富山県警が 捜査本部設置	・横浜市保健所へ医療機 関から届出(4件6名) ・市内での食中毒の発生 を受け、上白根店・若草台 店に再度立入検査実施 (上記は5月3日公表)	福井県から 情報入手 富山県から ①②情報 入手		厚労省から 福井県・ 富山県①・ の情報を 入手 【消費者担当大臣会見】 ・消費者安全法に基づき厚 労省からの情報入手済 み。 ・関係省庁・自治体との連 携強化 ・消費者向けメッセージを 発信予定 ・注意喚起ニュースリリー ス発信 「集団食中毒の発生を受け た食中毒予防に関するの お話し」 ・厚生労働大臣あてに長官 名で「消費者安全法14条1 項に基づく資料提供協力 依頼」(飲食店において加 熱用肉が生食用として提 供されることがあるかどう かの事実関係・厚労省対 応の資料提供依頼)	日本フードサービ ス協会・全国焼肉 協会・食肉加工協 会他業界団体へ 注意喚起 「生肉の取扱いに ついて」	【全国主要紙】 一斉に前日の読 売の報道をフォ ロー 福井でも男児1 名死亡(計2名) 【読売新聞他】 生肉用の肉の 流通量は少な く、加熱用をユ ッケに使用するの は業界の習慣と のWEB報道	【フーズフォーラス】 記者会見	
5/3(火)		福井県警が 捜査本部設置	富山県警がフーズフォー ラス社長を任意で事情聴 取	・調査状況(第1報) ・食中毒発生の公表 (店名公表あり:上白根 店・藤沢湘南台店) 4月28日・5月2日:上白根 店・若草台店に立入検査 実施公表 ・金沢市(本社所在地)・東 京都(仕入先所在地)と連 携して調査中 ・注意喚起・啓発チラシ紹 介	横浜市から 情報入手		厚労省から 富山県②・ 横浜市の 情報入手		【朝日新聞】 横浜でも20代女 性が重症入院、 横浜2店に立入 検査実施の報 道		

※ 文字の色について、オレンジ色字:福井県の情報(福井測店)、紫字・青字:富山県の情報(紫字:砺波店、青字:駅南店)、緑色:横浜市の情報(横浜上白根店、若草店)

※ 矢印のない部分は同日中に情報を通知

日にち	食中毒発生状況	福井県	富山県	横浜市	厚生労働省		消費者庁		農林水産省	各種報道	その他
		公表・注意喚起	公表・注意喚起	公表・注意喚起	情報入手	公表・注意喚起	情報入手	公表・注意喚起	公表・注意喚起	公表	公表・注意喚起
5/4(水)	砺波店:死亡 (家族5名中女性43才)	富山県警・福井県警合同捜査本部設置(報道情報)	・40才代女性死亡公表 富山県警・福井県警合同捜査本部設置(報道情報)	医療機関から〇111発生届出	富山県から情報入手	HP公表 緊急情報「腸管出血性大腸菌食中毒の予防について」Q&A・生食用食肉の衛生基準・食中毒情報資料掲載				【読売新聞】 国内で生食用肉が出荷されていないことを報道 【全国主要紙】 神奈川県でも6人症状	【政府広報室】 HPにて注意喚起 「お肉の生食・加熱不足による食中毒」 省庁リンク: 厚労省・農水省・食品安全委員会
5/5(木)	砺波店:死亡 (家族5名中女性70才)		・70才代女性死亡公表	富山・福井と血清型が同じ〇111に感染が判明と公表(第2報) 神奈川県警が捜査本部設置(報道情報)	富山県・横浜市から情報入手	「生食用食肉を取り扱う施設に対する緊急監視の実施について」都道府県・保健所設置市に実施・結果報告依頼	厚労省から富山県・横浜市の情報入手		「生食用食肉を取り扱う施設に対する緊急監視の実施について」都道府県・保健所設置市に実施・結果報告依頼	【全国主要紙】 死者3名に 【朝日新聞夕】 卸売業者「大和屋商店」名報道	
5/6(金)		・福井潤店を無期限の営業禁止処分 ・HPIにて〇157等の感染・食中毒予防について注意喚起(チラシ等掲載) 午後、フーズフォーラス本社、食肉卸業者に自宅捜索(報道情報)	・富山山室店での発生公表(店名公表あり) ・富山山室店5/6から3日間営業停止命令 ・砺波店・駅南店を営業禁止処分 午後、フーズフォーラス本社、食肉卸業者に自宅捜索(報道情報)	・調査状況(第3報) 患者検便から〇111が検出されず、遺伝子検査できないことを公表 ・5/6～市内4000施設へ立入検査開始公表	富山県・横浜市から情報入手		【消費者担当大臣会見】 ・4名の死亡を確認 ・患者の発生状況は厚労省から消安法に基づき報告を受けている。 ・4月27日から一部店舗の営業停止と報告を受けている。 ・5月2日付で消費者向けメッセージを发出。厚労省へ情報提供依頼済。 ・厚労省は生肉の衛生基準に罰則を設けることを含め検討に入った。 ・消費者庁としては、安全規制の検討結果が出るまで生肉の飲食を控えてほしい。 ・今後の推移次第で厚労省に対し、内閣府設置法第7条第7項に基づき意見を述べることを考えたい。		HPIにて注意喚起 「お肉はしっかり火を通してから食べましょう」他、情報リンク掲載	【全国主要紙】 都道府県への厚労省通知、緊急調査を報道 富山70才女性死亡(死者4人) 厚労省方針 生肉基準に罰則 官房長官・消費者担当大臣会見コメント:「強化が必要」「現段階の行政指導は不十分」 ユッケ自粛相次ぐ	【食品安全委員会】 HPにて注意喚起 「腸管出血性大腸菌による食中毒に関する情報」 〇111・〇157食中毒説明資料、防止についての資料掲載 厚労省HP・農水省HPへのリンク有(消費者庁HPへのリンクなし) 厚労省・農水省の公表に合わせて更新 【東京都福祉保健局】 「生食用食肉を取り扱う施設に対する緊急監視の実施について」
5/7(土)			・患者の状況公表(各店別の喫食日、発症者数、入院・重症・死亡者数)					厚労省から富山県・横浜市の情報入手		【全国主要紙】 本社など一斉自宅捜索 各社説に規制・指導強化の主張 石川でも従業員に〇111検出	
5/8(日)			・患者の状況公表							【全国主要紙】 えびすでのユッケ用肉加工方法 和牛ユッケに交雑種	

※ 文字の色について、オレンジ色字:福井県の情報(福井潤店)、紫字・青字:富山県の情報(紫字:砺波店、青字:駅南店)、緑色:横浜市の情報(横浜上白根店、若草店)
※ 矢印のない部分は同日中に情報を通知

日にち	食中毒発生状況	福井県	富山県	横浜市	厚生労働省		消費者庁		農林水産省	各種報道	その他
		公表・注意喚起	公表・注意喚起	公表・注意喚起	情報入手	公表・注意喚起	情報入手	公表・注意喚起	公表・注意喚起	公表	公表・注意喚起
5/9(月)			・患者の状況公表			報道向け公表「飲食チェーン店での腸管出血性大腸菌食中毒の発生について」(第1報) ・富山・福井・横浜・藤沢での食中毒発生・患者数について ・各店の処分状況公表 ・厚生労働省の対応について			日本フードサービス協会・全国焼肉協会・食肉加工協会他業界団体へ注意喚起 「生食用食肉の取り扱いについて」 「生食用食肉等の販売について」	【全国主要紙】 食肉卸業者とのユッケ用肉のやり取りについて	
5/10(火)			・患者の状況公表	・調査状況(第4報) 患者検便検査状況公表 ・立入検査について生肉提供の可能性の高い250施設を優先して5月中に立入検査する ・横浜市HPに緊急情報(注意喚起)「生肉を食べないで！」掲載	富山県・横浜市から情報入手	・上記と同じ(第2報) ・都道府県知事・業界団体あてに「生食用食肉を取り扱う飲食店における情報提供について」通知	厚生労働省から富山県・横浜市の情報入手		・HP公表 生食用食肉の取り扱いの注意喚起について5/2・5/9に団体向けに通知した旨を公表 ・都道府県知事・業界団体あてに「生食用食肉を取り扱う飲食店における情報提供について」通知	【読売新聞】 死亡4人の菌型一致 厚生労働省が生食用明示の要請 【朝日新聞】 生食用表示見直し、消費者庁も方針	【東京都福祉保健局】 HPにて注意喚起 「ご注意ください！食肉の生食による食中毒について」 省庁リンク： 厚生労働省 食中毒予防について
5/11(水)			・患者の状況公表		富山県から情報入手	「飲食チェーン店での腸管出血性大腸菌食中毒の発生について」(第3報) 内容は最新の患者数+各店の処分状況他	厚生労働省から富山県の情報入手		・HP公表 「生食用食肉を取り扱う飲食店における情報提供について」5/10に都道府県知事・業界団体あてに通知した旨を公表	【全国主要紙】 食肉卸業者へきょう再捜索	
5/12(木)			・患者の状況公表		富山県から情報入手	・上記と同じ(第4報)	厚生労働省から富山県の情報入手	【消費者安全法の重大製品事故等に係る公表】 富山・福井焼肉酒家えびす食中毒公表(店名公表有り) ・富山砺波店: 死亡3名、重症17名、軽症34名 ・富山駅南店: 重症4名、軽症34名 ・福井渚店: 死亡1名、重症1名、軽症2名 ・富山山室店: 重症1名、軽症20名			
5/13(金)			・患者の状況公表			・上記と同じ(第5報)					

※ 文字の色について、オレンジ色字:福井県の情報(福井渚店)、紫字・青字:富山県の情報(紫字:砺波店、青字:駅南店)、緑色:横浜市の情報(横浜上白根店、若草店)

※ 矢印のない部分は同日中に情報を通知

日にち	食中毒発生状況	福井県	富山県	横浜市	厚生労働省		消費者庁		農林水産省	各種報道	その他
		公表・注意喚起	公表・注意喚起	公表・注意喚起	情報入手	公表・注意喚起	情報入手	公表・注意喚起	公表・注意喚起	公表	公表・注意喚起
5/14(土)			・患者の状況公表		富山県から 情報入手						
5/15(日)			・患者の状況公表		富山県から 情報入手						
5/16(月)			・患者の状況公表 ・横浜市の事例とO157遺伝子が一致した旨を公表	・調査状況(第5報) 上白根店患者のO157のDNAが富山県のDNAパターンと一致公表 ・上白根店を営業禁止処分	富山県・ 横浜市から 情報入手	・上記と同じ (第6報)	厚生労働省から 富山県・ 横浜市の 情報入手				
5/17(火)			・患者の状況公表			・上記と同じ (第7報)				【東京新聞】 ユッケ用調理器具を使い回していた	
5/18(水)			・患者の状況公表 ・児童生徒向けに生肉の食中毒予防リーフレット作成・配布を公表		富山県から 情報入手	・上記と同じ (第8報)	厚生労働省から 富山県の 情報入手				【東京都福祉保健局】 HP公表 「生食用食肉を取り扱う施設に対する緊急監視(実施件数の速報)について」
5/19(木)			・患者の状況公表		富山県から 情報入手	・上記と同じ (第9報)	厚生労働省から 富山県の 情報入手	【消費者安全法の重大製品事故等に係る公表】 焼肉酒家えびす食中毒公表なし		【産経新聞他】 都内焼肉店 15%がまだ生肉提供	
5/20(金)			・患者の状況公表			・上記と同じ (第10報)				【毎日新聞他】 埼玉県が生肉業者届け出制に	

※ 文字の色について、オレンジ色字:福井県の情報(福井測店)、紫字・青字:富山県の情報(紫字:砺波店、青字:駅南店)、緑色:横浜市の情報(横浜上白根店、若草店)
 ※ 矢印のない部分は同日中に情報を通知

消費者庁からの主な注意喚起情報のまとめ (平成22年3月～平成23年3月末)

参考資料4

消費者委員会事務局まとめ

注意喚起日	件名 (※消費者庁としては注意喚起していない事案、身体・生命に関するものでない財産事案についても、HPIにて注意喚起とみられる事案について一部含んでいる。)	消安法に基づく消費者事故等の通知及び製安法に基づく重大製品事故の報告を踏まえ、消費者被害の防止の観点からの注意喚起	その他情報提供の注意喚起	事故情報分析タスクフォースにて検討	事故情報対応チームにて検討	HP掲載元	消費者庁HP掲載場所	注意喚起先	法的根拠	消費者庁から関係機関等への対応等の要請通知先	事業者名	内容・状況
平成22年3月17日	未公開株・社債の勧誘に関する注意喚起について					政策調整課	ご注意ください 政策調整課	消費者		関係団体、各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課		平成20年度3、183件、平成21年2月までで5、102件と増加している
平成22年3月25日	子どもの誤飲防止に関する対応—子ども用金属製アクセサリーの誤飲による健康被害の防止に向けて					政策調整課	ご注意ください 政策調整課	消費者		事業者団体に要請		国センによる調査結果を踏まえ
平成22年4月14日	日本に輸入される食用油等及び飼料用油脂等の衛生管理の徹底について					政策調整課	政策調整課	-		事業者団体に要請		
平成22年4月21日	「風呂に入れるだけでラドン・ラジウム温泉になるといった商品」に係る独立行政法人国民生活センターからの要望への対応について					政策調整課	政策調整課	-		厚生労働省へ要請		
平成22年4月27日	遊具に起因する重大事故等の情報提供並びに遊具の安全確保対策について					消費者安全課	消費者安全課	-		各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課		
平成22年5月11日	パロマ工業株式会社製湯沸器に関する注意喚起について					消費者安全課	ご注意ください 消費者安全課	消費者		-	事業者名公表	平成17年までに一酸化中毒が28件。点検・回収の実施中。
	夏の事故やトラブルに注意					消費者情報課	ご注意ください	消費者		-		花火、スプレー缶製品、バーベキュー等に使用する着火剤、ライター、自動車の車内
	国勢調査を装った「かたり調査」に注意					消費者情報課	ご注意ください	消費者		-		
平成22年5月10日	口蹄疫に関する情報について		○			政策調整課	政策調整課	消費者		-		
平成22年5月19日	こんにやく入りゼリーによる窒息事故の再発防止策の周知徹底について					消費者安全課	ご注意ください	-		関係団体		平成21年1月8日に関係団体に対して協力要請通知後の国センによる実態調査の結果について
平成22年5月21日	ライターの火遊びによる火災に関する注意喚起について		○			消費者安全課	消費者安全課	消費者		-		
平成22年6月11日	自転車の使用等に関する注意喚起について	○				消費者安全課	ご注意ください	消費者、市町村に対する周知のお願い。		各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課並びに国セン及び消セン	製安法に基づく重大事故定期報告で製品起因は事業者名公表	平成21年9月1日～平成22年6月8日までの製安法に基づく重大事故報告35件。 平成21年9月1日～平成22年5月31日までの間に全国の消センに対して149件の危害・危険に関する相談。
平成22年6月22日	日焼けマシンの使用に伴う危害の防止について		○			政策調整課	政策調整課	消費者		各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課		
平成22年6月25日	自転車幼児座席の使用に関する注意喚起について	○				消費者安全課	ご注意ください	消費者、市町村に対する周知のお願い。		各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課並びに国セン及び消セン	事業者名公表	平成22年2～6月の間に重症2件を含む5件の負傷事故。平成21年3月と平成22年2月には足乗せが折れた事故が3件発生。
平成22年6月30日	「ライターの火遊びによる火災防止の注意喚起リーフレット」について			○		消費者安全課	ご注意ください	-		関係機関		3月末のライター火遊びによる火災に関する調査を踏まえ、注意喚起を行ったが、その後も事故が続いており、更なる強化の必要性から4/15消費者安全総括官会議において、注意喚起の徹底と新たな規制の検討等への取り組みを確認した
	儲け話に注意					消費者情報課	ご注意ください	消費者		-		「保証人紹介ビジネス」の悪用、クレジットカードのショッピング枠の現金化、ドロッピング、情報商材、携帯電話契約の名義貸し、換金性の乏しい外国通貨の取引に注意、「金貨の“即”現金化」の取引に注意、悪質な「有料メール交換サイト」に注意
平成22年7月8日	子どもの誤飲事故防止に関する情報提供(注意喚起)		○			政策調整課	政策調整課	消費者		-		
平成22年7月15日	留学等あっせんサービスをめぐるトラブルと消費者へのアドバイス		○			政策調整課	政策調整課	消費者		-		
平成22年7月26日	こんにやく入りゼリー等による窒息事故の再発防止に係る周知徹底及び改善要請について					消費者安全課	消費者安全課	-		関係機関(各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課、厚生労働省、文部科学省)、関係団体に要請		
平成22年7月30日	地上デジタル放送に関する悪質商法に遭わないためのアドバイス		○			政策調整課	政策調整課	消費者		-		
平成22年7月30日	美容医療サービスに関する消費者トラブルの防止について					政策調整課	政策調整課	-		厚生労働省に要請		

注意喚起日	件名 (※消費者庁としては注意喚起していない事案、身体・生命に関するものでない財産事案についても、HPにて注意喚起とみられる事案について一部含んでいる。)	消安法に基づく消費者事故等の通知及び製安法に基づく重大製品事故の報告を踏まえ、消費者被害の防止の観点からの注意喚起	その他情報提供の注意喚起	事故情報分析タスクフォースにて検討	事故情報対応チームにて検討	HP掲載元	消費者庁HP掲載場所	注意喚起先	法的根拠	消費者庁から関係機関等への対応等の要請通知先	事業者名	内容・状況	
平成22年8月11日	アップルジャパン社に対する資料の提供の協力依頼及び注意喚起について	○					消費者情報課	消費者情報課	消費者	消安法14条1項に基づく資料請求	アップルジャパン社に対する資料請求	事業者名公表	8月3日消安法14条1項に基づき、輸入・販売事業者であるアップルジャパン社に関連資料の提供を要求、8月10日同社より資料提供あり。8月6日経産省からの消費者への積極的な情報提供などの指示に対する同社の対応を引き続き注視していくこととし、8月31日までに同社に対して対応に関する情報に係る資料提出を依頼したものの。
平成22年8月18日	電子タバコに関する業手法の適用の考え方についての厚生労働省への資料の提出の協力依頼について						政策調整課	政策調整課	-		厚生労働省に要請		
平成22年9月2日	アップルジャパン社から提供のあった資料及び今後の対応について						消費者情報課	消費者情報課		消安法14条1項に基づく資料請求			8月31日までに同社に対して対応に関する情報に係る資料提出を依頼したのについて、8月31日にアップルジャパン社より資料の提出があった。
平成22年9月8日	電動車いす(ハンドル形)の使用に関する注意喚起について	○					消費者安全課	ご注意ください	消費者、市町村に対する周知のお願い。		各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課並びに国セン及び消セン		平成19年5月以降では35件、平成21年9月～平成22年8月まで8件の製安法に基づく重大事故報告があった。(火災事故3件除く)。被害者のうち、年齢70才以上の方は27名(77%)。35件中、製品起因が22件、原因不明2件、原因調査中11件。
平成22年9月17日	「折りたたみ自転車(小径車)」の事故の再発防止に関する経済産業省への資料の提出の協力依頼について	○			○ 9月17日 公表		消費者情報課	消費者情報課	-	設置法第5条に基づき	経済産業省		5月8日事故発生、6月16日概要公表、8月18日事故発生、9月8日概要公表
平成22年10月1日	介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る注意喚起について	○					消費者安全課	ご注意ください	消費者、市町村に対する周知のお願い。		各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課並びに国セン及び消セン	事業者名公表	製安法に基づく重大事故報告が平成19年5月以降7件(死亡2件、重傷5件)。公表会社以外では、37件(死亡15件、重傷22件)
	未公開株など新たな手口による詐欺的商法にご注意						政策調整課	ご注意ください	消費者		-		
平成22年10月7日	ベビーカーの脱輪などによる事故の防止について		○	○	○ 10月7日 公表		政策調整課	政策調整課	消費者		事業者団体への協力要請	平成22年2月5日マクラーレンの安全カバー配布呼びかけ含む	指挟事故 過去10年間で45件の報告を受けている
平成22年10月8日	医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る関係施設への注意喚起及び関係事業者・団体への働き掛けについて				○ 10月8日 公表		政策調整課	政策調整課	施設管理者、関係団体への働き掛け		厚生労働省、経済産業省、	事業者名公表	パラマウンドベッド社で、平成19年5月からこれまで7件(死亡2件、重傷5件)。同社以外の製品で、これまで計37件(死亡15件、重傷22件)。
平成22年10月13日	アップルジャパン社に対する協力依頼及び消費者への注意喚起について	○			○ 10月13日 公表		消費者情報課	消費者情報課	消費者		アップルジャパン社	事業者名公表	
平成22年10月14日	乳児用の寝返り防止用枕の使用に当たっての注意		○		○ 10月14日 公表		政策調整課	政策調整課	消費者		-		米国消費者製品安全委員会(CPSC)及び米国食品医薬品局(FDA)は使用を控えるよう消費者に対して注意喚起した。1ヶ月～4ヶ月の乳児が窒息死した事例が過去13年間で12件報告あり。
平成22年10月21日	いわゆる「カラオケ著作権」の譲渡に関する相談の急増に対する注意喚起		○				政策調整課・国セン	政策調整課					
平成22年10月22日	エアゾール式簡易消化具の破裂事故について	○			○ 10月22日 公表		政策調整課	政策調整課	消費者		ヤマトプロテック社の取り組みに対して、流通、地方公共団体、消費者団体等に周知協力要請	事業者名公表	184,000本のうち約120,000が未回収。平成21年9月から10月20日までの間、関係行政機関より80件、地方公共団体より9件の消安法に基づく消費者事故情報等の通知があった。平成22年9月、10月の2ヶ月だけで18件。
平成22年10月28日	エポック社製「アクアビーズアート」シリーズの玩具による事故の防止について		○		○ 10月28日 公表		政策調整課	政策調整課	消費者		エポック社	事業者名公表	
平成22年10月29日	ワールド・リソースコミュニケーション株式会社の発行する社債を巡る消費者事故等に係る情報提供及び注意喚起						政策調整課	ご注意ください	消費者	消安法第22条1項に基づく報告要求。消安法第15条1項に基づく消費者への注意喚起	-	事業者名公表	
平成22年10月29日	「アレルギー患者が食べられる」と称する卵の販売サイトに関する注意喚起について		○				食品表示課	食品表示課	消費者		-		
平成22年11月24日	冬の事故やトラブルに注意	○			○ 11月24日 公表		消費者情報課	ご注意ください	消費者		-		電気ストーブ、電気温風機、電気カーペット、電気毛布、電気あんか、湯たんぽ、布団乾燥機など、

注意喚起日	件名 (※消費者庁としては注意喚起していない事案、身体・生命に関するものでない財産事案についても、HPにて注意喚起とみられる事案について一部含んでいる。)	消安法に基づく消費者事故等の通知及び製安法に基づく重大製品事故の報告を踏まえ、消費者被害の防止の観点からの注意喚起	その他情報提供の注意喚起	事故情報分析タスクフォースにて検討	事故情報対応チームにて検討	HP掲載元	消費者庁HP掲載場所	注意喚起先	法的根拠	消費者庁から関係機関等への対応等の要請通知先	事業者名	内容・状況
平成22年11月24日	除雪機の取扱いに注意	○				消費者情報課	ご注意ください	消費者		-		除雪機の取り扱いに注意。平成19年の重大事故報告制度の実施より、12件の死亡または重症事故が発生。平成22年2月13日には除雪機に巻き込まれ死亡事故。
平成22年11月24日	「ストップ！クレジットカード現金化」キャンペーンの実施について		○			政策調整課	政策調整課	消費者		-		
平成22年11月22日	エレベーター事故に関する国土交通省及びシンドラーエレベータ社に対する資料の提供の協力依頼について					消費者情報課	消費者情報課	-	消安法14条1項に基づく資料請求	国土交通省、シンドラーエレベータ社	事業者名公表	平成22年11月11日発生した事故に対して
平成22年12月1日	本棚等の転倒防止策について		○			消費者安全課	消費者安全課	消費者		各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課、業界団体		
平成22年12月3日	エレベータ事故に関する千葉県柏市に対する資料の提供の協力依頼について					消費者情報課	消費者情報課	-	消安法14条1項に基づく資料請求	柏市長	事業者名公表	平成22年11月11日発生した事故に対して
平成22年12月3日	ローラースケートの車輪のボルトの緩みなどによる事故の防止について		○			政策調整課	政策調整課	消費者		-		
平成22年12月3日	クッション状の玩具の事故に関する滋賀県高島市に対する資料の提供の協力依頼について					消費者情報課	消費者情報課	-	消安法14条1項に基づく資料請求	滋賀県高島市		平成22年11月23日、20人転落、3人が頭を打つ。
平成22年12月16日	「パワーウィンドによる挟み込み事故に関する検討会」とりまとめについて					政策調整課	ご注意ください 政策調整課	消費者		検討会の構成員である経済産業省、国土交通省、一般社団法人自動車工業会、社団法人日本自動車連盟		
平成22年12月21日	おもちゃ交換台からの転落による事故の防止について	○				政策調整課	政策調整課	消費者		厚生労働省、国土交通省、経済産業省、各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課		11月24日生後4ヶ月の女児が安全ベルトをしていたにも関わらず、転落した。過去5年で17件(いずれも非重大事故)
平成22年12月27日	電子タバコに関して厚生労働大臣から提供のあった資料及びその対応について		○			政策調整課	政策調整課	消費者		厚生労働省、事業者団体		
平成22年12月28日	こんにやく入りゼリーによる窒息事故リスクの低減に係る周知徹底及び改善要請について					消費者安全課	消費者安全課	-		事業者団体への協力要請		
平成22年12月28日	入浴施設の排(環)水口による事故への対応の要請について					政策調整課	政策調整課	入浴施設の業界団体等		厚生労働省		
平成23年1月17日	飲食物に似ている商品の誤飲・誤食に注意	○			○	消費者情報課	ご注意ください 消費者情報課	消費者		-		液体のペットボトル入り入浴剤
平成23年1月21日	国民生活センターや消費者庁を名乗る電話等について		○			消費者情報課	消費者情報課	消費者		-		
平成23年1月22日	鳥インフルエンザに関する情報について		○			政策調整課	政策調整課	消費者		-		
平成23年1月31日	自転車幼児座席リコール実施の周知に関する協力要請					消費者安全課	ご注意ください	消費者、市町村に対する周知のお願い。		各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課並びに国セン及び消セン	事業者名公表	幼児の足が車輪に巻き込まれる重傷を負う事故37件。平成22年9月よりリコール実施。リコール後も重傷4件を含む10件の負傷事故。回収率14.5%。
平成23年1月31日	エア玩具の事故防止に関する地方公共団体及び関係事業者に対する要請について			○		消費者情報課	消費者情報課	市町村に対する周知のお願い。		各都道府県知事・各政令指定都市市長、各エア玩具事業関係者		平成22年11月23日に発生した事故を契機とした事故防止の取り組み
平成23年2月4日	医療・介護ベッド用すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る施設管理者への注意喚起の徹底について					政策調整課	政策調整課	施設管理者へ都道府県を通じて周知徹底依頼		厚生労働省に要請	事業者名公表	
平成23年2月9日	除雪機の取り扱いに注意		○		○ 2月9日公表	消費者情報課	ご注意ください 消費者情報課	消費者		-		平成22年11月より医療機関ネットワーク事業の参画医療機関から事故情報が2件。
平成23年2月17日	パワーウィンドによる指等挟込み事故	○				政策調整課	政策調整課	消費者		-		平成22年12月16日、「パワーウィンドウによる挟み込み事故に関する検討会まとめ」のプレスリリースによる注意喚起。平成23年2月17日に再度、注意喚起。
平成23年2月21日	テレビ台(強化ガラス製)のガラスが割れる事故について		○		○ 2月21日公表	消費者安全課	ご注意ください 消費者安全課	消費者		-	事業者名公表	
平成23年2月22日	クーポン共同購入ウェブサイトにおける表示の適正化について					表示対策課	表示対策課	-		事業者に要請	事業者名公表	
平成23年2月23日	消費者庁を騙る悪質な勧誘にご注意ください		○			消費者情報課	ご注意ください	消費者		-		
平成23年2月24日	ベビーカーを安全に使用するための日常点検の呼び掛けについて		○			政策調整課	政策調整課	消費者		-		

注意喚起日	件名 (※消費者庁としては注意喚起していない事案、身体・生命に関するものでない財産事案についても、HPにて注意喚起とみられる事案について一部含んでいる。)	消安法に基づく消費者事故等の通知及び製安法に基づく重大製品事故の報告を踏まえ、消費者被害の防止の観点からの注意喚起	その他情報提供の注意喚起	事故情報分析タスクフォースにて検討	事故情報対応チームにて検討	HP掲載元	消費者庁HP掲載場所	注意喚起先	法的根拠	消費者庁から関係機関等への対応等の要請通知先	事業者名	内容・状況
平成23年2月24日	乳児用おしゃぶり玩具製品「SASSY リフレッシュ・リングス」についてのお知らせ		○			政策調整課	政策調整課	消費者		-		
平成23年2月28日	インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について					食品表示課	食品表示課	-		ショッピングモール運営事業者		
平成23年3月4日	乗用車用フロアマットの取扱い等に関する注意喚起について		○			消費者安全課	ご注意ください	消費者		-	事業者名公表	アメリカでのセーフティ・キャンペーンの対象を拡大
平成23年3月11日	自転車用幼児座席の足乗せ部の破損・脱落について		○		○ 3月11日 公表	消費者安全課	ご注意ください・ 消費者安全課	消費者		-	一部事業者名 公表	リコール実施中の注意喚起
	商品券(プリペイドカード)の払い戻しについて					金融庁	ご注意ください	消費者		-		
平成23年3月18日	消費者庁職員を名乗った勧誘について		○			消費者情報課	消費者情報課	消費者		-		
平成23年3月18日	震災に関する義捐金詐欺にご注意ください		○				震災	消費者		-		
平成23年3月18日	携帯電話等によるインターネット利用に関連するトラブルについて		○			消費者情報課	消費者情報課	消費者		-		
平成23年3月31日	住宅の修理工事等の勧誘を受けた時は工事の内容や契約条件をよく確認しましょう		○				震災	消費者		-		
平成23年3月31日	マクラレン社製ベビーカーの挟み込み事故の防止について		○			政策調整課	政策調整課	消費者		-	事業者名公表	安全対策カバーの無料配布実施の再案内
平成23年3月31日	消費者の皆様へ～東日本大震災に伴う容器入り飲料水(ミネラルウォーター)		○			食品表示課	食品表示課、震災	消費者		-		
平成23年4月28日	被災者支援などを名目とした「温泉付き有料老人ホームの利用権」の買取り等の勧誘に御注意ください					政策調整課	政策調整課	消費者		-		
平成23年5月26日	扇風機の発煙・発火などにご注意ください				○ 5月26日 公表	消費者安全課	ご注意ください	消費者		-		事故情報データベースに平成22年6月以降1年間に事故情報・相談情報が65件登録されている。扇風機の発熱・発火・加熱等に関する事故情報や相談情報(51件)のうち、当該扇風機の使用期間が明らかになっているもの(40件)の中では、使用期間9年以上と長年使用していた製品が23件。
平成23年6月7日	小麦加水分解物含有石鹼「茶のしずく石鹼」について				○ 6月7日 公表	消費者安全課	ご注意ください・ 消費者安全課	消費者		-	事業者名公表	国センや消センより平成22年に3件、平成23年に29件、平成12年7日以前に販売されたもので、運動誘発性アレルギー症状などについて医療機関より67件報告されている。

消費者委員会 消費者安全専門調査会 設置・運営規程

平成21年10月26日
消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会（以下、「委員会」という。）の消費者安全専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に消費者安全専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は、以下に掲げる委員会の事務に関連する事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

- (1) 消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において製品起因か否かが特定できない事故及び製品起因による事故ではないと考えられる案件について、消費者庁長官からの依頼を受け製品起因による事故か否かを調査審議すること。
- (2) そのほか消費者安全に関する重要事項について調査審議すること。

(調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録の作成)

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(審議の公開)

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(専門調査会の会議)

第7条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会に出席することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第9条 第5条、第7条各項及び前条の規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月26日から施行する。

消費者安全専門調査会の当面の進め方について

平成 22 年 3 月

消費者委員会

1 趣旨

本専門調査会は、消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報の集約・公表のあり方、そのほか消費者安全に関する重要事項について調査審議を行う。

消費者委員会としては、消費者の生命・身体被害に係る取組として、消費者安全法に基づいて、消費者事故情報を踏まえて必要があるときは消費者被害の発生・拡大防止に関し必要な勧告等を行うこととなっており、その前提として消費者庁が集約する消費者事故情報の状況を適切に評価・点検する必要がある。また、消費者安全法の施行状況の検討（消費者安全法附則）につながる事項に関する調査審議も重要である。

こうしたことを踏まえながら、本専門調査会としては、当面、主に以下の事項を中心として調査審議を進める。

2 主な審議事項**(1) 消費生活用製品安全法・消費者安全法等に基づく事故情報の集約・公表状況の評価・点検**

- ・消費者庁による事業者からの製品事故情報集約、公表、原因究明等について定期的に評価・点検（経済産業省消費経済審議会製品事故判定第三者委員会と下記調査会との合同開催）
- ・消費者庁による行政機関からの消費者事故情報集約、公表、原因究明等について定期的に評価・点検
- ・その他の事故情報への対応についての評価・点検

(2) 消費者事故情報の活用方策に関する調査審議

- ・わかりやすい公表・発信のあり方（事故情報 DB を含む）や、消費者教育・リスクコミュニケーションの展開方策に関する調査審議
- ・内外事例の整理をはじめとする、事故情報に関する分析・原因究明のあり方に関する調査審議
- ・一定期間経過後、上記（1）の評価・点検を踏まえながら、消費者安全法の施行状況等に関する論点整理

3 体制

○製品事故情報の公表については、詳細な事故情報を調査審議対象とすることから、当該分野に関して造詣の深い委員から構成する「製品事故情報の公表等に関する調査会」を設置する。

消費者安全専門調査会 審議経過

平成 23 年 7 月 15 日
消費者委員会事務局

開催回	開催日時	議題
第 1 回	平成 22 年 3 月 24 日 (水) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者安全行政の現状について ● 消費者安全専門調査会の当面の進め方について
第 2 回	平成 22 年 5 月 25 日 (火) 13:00~15:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 前回の議論の整理 ● 事故情報の通知・集約について (現状と課題)
第 3 回	平成 22 年 8 月 4 日 (水) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 前回の議論の整理 ● 事故情報の通知・集約について (第 2 回から引き続き)
第 4 回	平成 22 年 10 月 13 日 (水) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車リコール制度に関する調査報告 ● 前回までの議論の整理 ● 事故情報の分析について (現状と課題)
第 5 回	平成 22 年 12 月 8 日 (水) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 前回までの議論の整理 ● 言語処理による情報検索の実演 ● 事故情報の分析について (第 4 回から引き続き)
第 6 回	平成 23 年 2 月 1 日 (火) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 前回までの議論の整理 ● R-M a p 分析手法を用いた製品事故のリスクアセスメントについて ● 事故情報の分析について (第 5 回から引き続き)

開催回	開催日時	議題
第7回	平成23年4月12日(火) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 前回までの議論の整理 ● 事故情報の公表・活用について
第8回	平成23年5月17日(火) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 前回までの議論の整理 ● 事故情報の公表・活用について(第7回から引き続き)
第9回	平成23年6月28日(火) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 前回までの議論の整理 ● 報告書素案について
第10回	平成23年7月12日(火) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告書とりまとめ
	平成23年7月15日(金) 15:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者委員会への報告

消費者委員会 消費者安全専門調査会 委員名簿

平成23年7月1日現在

(座長)	うが 賀 かつ や 也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	あかまつ 赤 松 り え 恵	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科准教授
	あな 南 ひさ 久	全国消費者団体連絡会事務局長
	おおまえ 大 前 かず ゆ き 幸	慶応義塾大学医学部教授
	かたやま 片 山 と し こ 子	弁護士
	さいとう 齋 藤 の り み ち 道	同志社大学法学部教授
	きたけ 佐 竹 な る こ 子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費者相談室副室長
	すぎやま 杉 山 と よ し 治	日本労働組合総連合会社会政策局長
	たざわ 田 澤 と み え 恵	社団法人全国消費生活相談員協会参与
	つるおか 鶴 岡 けん い ち 一	元読売新聞東京本社編集委員
	なかお 中 尾 ま さ ゆ き 之	東京大学大学院工学系研究科教授
	なかがわ 中 川 た け ひ さ 久	神戸大学大学院法学研究科教授
	なかしま 中 嶋 よ う す け 介	一般社団法人品質と安全文化フォーラム代表理事
	なかむら 中 村 あ き こ 子	弁護士
	なかむら 中 村 ひ と し 均	TOTO株式会社顧問
	はしもと 橋 本 と も こ 子	社団法人北海道消費者協会会長
	まつおか 松 お 岡 た け し 猛	宇都宮大学大学院工学研究科機械知能工学専攻教授
	よこや 横 や 真 り 理	特定非営利活動法人子どもの危険回避研究所所長
	よしおか 吉 岡 と し は る 治	大阪府立急性期・総合医療センター副院長

以上19名

※ 消費者委員会の佐野委員、中村委員については、消費者安全専門調査会の担当委員として、消費者安全専門調査会の調査・審議に参画した。